

沖縄県結核患者復帰特別措置医療費（マル特）について

1 マル特とは

感染症法公費（法別番号10）における自己負担額（5%）について公費負担を行う、沖縄県独自の制度です。

その他、結核の治療にかかるものではあるが、感染症法公費の対象外の医療（副作用のお薬など）についても、公費負担を行っています。

※患者によっては認められない場合もあります。

2 公費負担の割合について

①感染症法対象項目は、保険給付と感染症公費で95%まで負担します（保険優先）。その残額がマル特の負担割合となります。

②マル特対象項目は、保険給付の残額がマル特の負担割合となります。

例：保険給付7割の患者の場合

①感染症法対象項目

自己負担 なし（保険給付 70% 感染症法公費負担 25% マル特 5%）

保険給付	感染症法公費負担	マル特
------	----------	-----

②マル特対象項目

自己負担 なし（保険給付 70% マル特 30%）

保険給付	マル特
------	-----

①のマル特部分と、②のマル特部分の合計を県に請求します。

3 請求方法について

以下の書類を沖縄県地域保健課あて原則毎月10日までに提出して下さい。

①医療費支払請求明細書（レセプト）・・・各患者、各月ごとに分けて作成

※国保連等に請求しているレセプトとは様式が違います。（黄色のレセプト）

②診療報酬請求内訳書

③医療費支払請求書（様式第18号）

④医療費支払請求書（かがみ）

②③④は、一度の請求で一枚（全てのレセプトを一枚にまとめて）作成して下さい。

※提出期限を過ぎると受付致しかねる場合があります。予めご了承ください。

☆その他ご不明な点があれば、下記担当までお問い合わせ下さい。☆

沖縄県地域保健課 結核事務担当 TEL：098-866-2215 FAX：098-866-2241